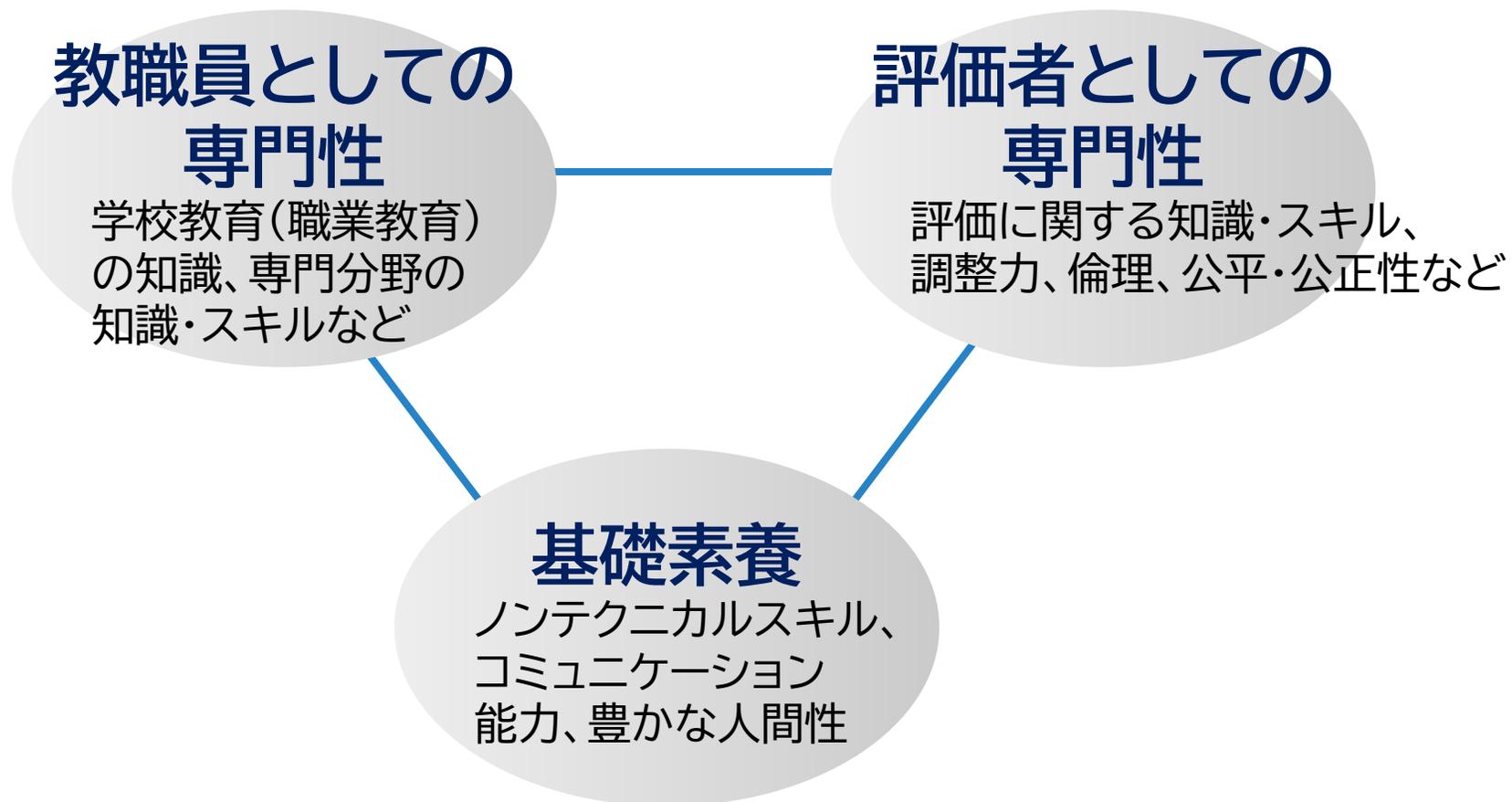


令和7年度  
「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進」  
新たな持続的地域対応を重視した第三者評価機関  
創設に向けた体制整備「評価者育成講座」

# 外部評価概論

---

# 「評価者」に求められる専門性と知識・スキル

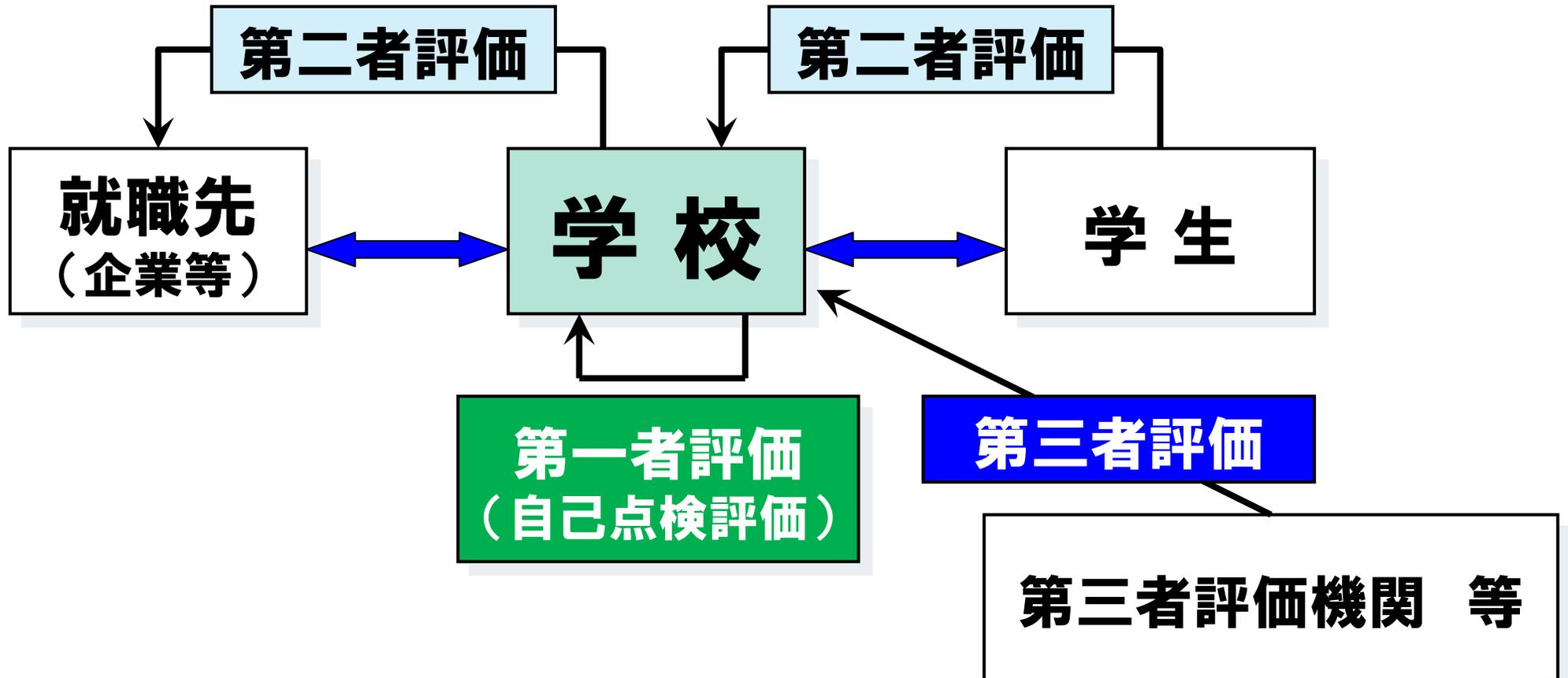


# 外部評価概論

---

1. 第三者評価の仕組み
2. 専修学校における第三者評価の留意点
3. 評価基準(専修学校における学校評価ガイドライン)の特色
4. 評価の概要及びフロー
  1. 学校による取組開始から評価完了までのスケジュール
  2. 学校が評価受審までに行うこと
  3. 評価者の業務
  4. 評価結果のレビュー(評価会議)
  5. 学校側による確認と情報公開

# 1. 第三者評価の仕組み①



## <参考>「信頼」と「保証」のために

認証活動は、**公平**に行われなければならない。

認証活動に影響を及ぼし得る全ての認証機関の要員及び委員会は、**公平**に行動しなければならない。

認証機関が行ってはいけない事項

(審査員が審査の中で行ってはいけない事項)

- 認証されたサービスの設計、実施、提供又は維持
- 事業者へのコンサルティングの申出又は提供

出典:ISO/IEC 17065:2012 4.2.1, 4.2.12, 4.2.6

# 1. 第三者評価の仕組み②

---

自己点検評価の結果を踏まえ、学校から独立した第三者  
(独立した評価機関・組織を含む。)が認める評価基準に基  
づき、当該第三者が学校の教育活動、学修成果、学校運営  
等について行う評価。

「専修学校における学校評価ガイドライン」  
2025年6月30日(文部科学省)

# 1. 第三者評価の仕組み③

## 【第三者評価】

自己点検評価の結果を受けて行う

自己点検評価と同様に  
**確認・改善**が必要

⇒ **質向上の取組**

「専修学校における学校評価ガイドライン」  
2025年6月30日(文部科学省)



## 2. 専修学校における第三者評価の留意点

---

- ◆ 学校教育法が改正(令和6年6月14日公布)され、専門学校には外部の識見を有する者による評価を受けることが努力義務として定められた。
- ◆ 外部の識見を有する者による評価(第三者評価)を受けることは、専門学校自らの状況を客観的に見直す機会であり、評価を通して専門的な分析や社会のニーズを踏まえた助言を受けつつ、学校の優れた取組を促進させるとともに、教育活動等の改善・充実など更なる学校の活性化が図られるなど、専門学校教育の質の保証・向上の実現を図るものである。

「専修学校における学校評価ガイドライン」  
2025年6月30日(文部科学省)

## 2. 専修学校における第三者評価の留意点

---

2-1. どのような点を評価するのか

2-2. 評価者が陥りがちな落とし穴

2-3. 受審校側が陥りがちな留意すべき点

2-4. 専修学校における第三者評価の特色と課題

## 2-1. どのような観点で評価するのか①

---

### 職業教育の質の評価

- ◆ 講師をはじめ，“人”に占める要素が大きい。
  - 文書や過去の記録の確認だけで評価しきることは難しい。
  - 教員へのインタビューや授業の観察などを交えた評価
- ◆ 定量的な情報ですべてを評価することが困難
  - 定性的な評価情報を見極める専門性が必要

## 2-1. どのような点を評価するのか②

---

### 職業教育のマネジメントに関する評価

- ◆ 形式的な仕組みを求めるものではない。
- ◆ 「実施したか／しなかったか」だけで評価するのではなく、「それをいかに活用しているか」で評価する。
- ◆ 「実施した目的が明確になっているか」、「その取組みが次のプロセスに生かされているか」の観点で確認・評価する。

## 2-1. どのような点を評価するのか③

---

提供する授業(職業教育)の「可視化」への取組み

- ◆ 学生は、実際に自身に提供される授業(職業教育)そのものを、事前に見ることができない。
- ◆ 学生の、授業(職業教育)に対する事前の期待値の振れ幅が大きくなる。
- ◆ 同じ授業(職業教育)を提供しても、期待値の大きさにより、学生の満足度が異なってくる。

期待をコントロールする仕掛けの提供状況を確認する。  
「ディプロマポリシー」や「シラバス記載の到達目標」

## 2-2. 評価者が陥りがちな落とし穴①

---

- ◆ ことの軽重の取り違え：形式的な体裁の不備ばかりを指摘
  - 帳票名が相違している→一致させてどれだけの効果？
  - 承認欄にハンコがない→押せば済むのか。
- ◆ 他のガイドラインやISOの要求事項をあたかも必須の要求事項のように取り扱う。
  - 「ISO9001では、記録を要求している。これも同様に実施してください」
  - 「厚生労働省のガイドラインでは、手順書等にまとめることが要求されている」
- ◆ 評価者にとって“わかりやすい”ことを要求
  - 「学校は第三者評価のためにやっているのではない」ことを意識すべき

## 2-2. 評価者が陥りがちな落とし穴②

---

### ◆ 問題のある不適合事項の検出

- 具体的事実に基づかない→評価者の思い込み？
- 評価基準を示さない→どう是正すべきかわからない。

### ◆ 特定の結論への誘導、強要

- 「～することを提案します」
- 「～しなければ受け入れられません」
- どのような対応をするかは、本来は学校側の判断

## 2-3. 受審校側が陥りがちな留意すべき点①

---

- ◆ 現状業務はそのままにして、第三者評価で良い評価を得るためだけの別の仕組みを構築する
  - 無理・ムラ・無駄な「別枠」業務の発生
- ◆ 過剰に定量的評価を導入する
  - 審査員にとって“わかりやすい”仕組みの導入
  - 誰のための職業教育の質保証・質向上なのか。

## 2-3. 受審校側が陥りがちな留意すべき点②

---

- ◆ 無批判に評価者の言うとおりにする。
  - その評価者が100%正しいと言い切れるのか
  - 受審校が提供する職業教育に一番詳しいのは受審校自身
  - 納得できない点があれば議論すれば良い
- ◆ 第三者評価での不適合(評価1)ゼロが目標
  - 聞かれたことにだけ答え、後はひたすら沈黙
  - 不適合の数を減らすことに躍起になる
  - 評価者を「敵視」してしまう

## 2-4. 専修学校における第三者評価の 特色と課題

---

- ◆ 職業教育という営みの評価
- ◆ 自己点検評価を基礎とした評価
- ◆ 教育成果を重視する傾向
- ◆ 多様化と標準化をどうバランスするか



評価者には、「**高度な判断**」が求められる。

# 3. 評価基準 (専修学校における学校評価ガイドライン)の特色

第三者評価結果 (2025年版)

【項目1】 教育理念・目的・目標				
小項目	評価の基準	自己点検 評価結果	第三者 評価結果	エビデンス等
1 教育理念、目的及び目標の設定等	教育理念等を踏まえ、当該専門学校としての目的及び目標を明確に設定し、養成する人材像を明確にしていること。			
①状況説明				
【教育理念】				
【養成する人材像】				
②課題及び今後の改善方策				
③特記事項 (優良な取組等)				
④第三者評価結果 (所見)				

## 第三者評価結果としての記載事項

### ◆ 第三者評価結果

- 3/2/1の3段階評価

### ◆ エビデンス等

- 書類評価や現地視察により追加されたエビデンス名を追記

### ④ 第三者評価結果(所見)

- 大項目に対する所見
- 必要に応じて小項目・評価基準についての指摘事項など

# 3. 評価基準の特色 (専修学校における学校評価ガイドライン)

---

項目1. 教育理念・目的・目標

項目2. 教育課程、教育の実施、学修成果

項目3. 学生の受入れ学生支援

項目4. 教育実施組織・教員

項目5. 教育環境

項目6. 教育活動の基盤と改善・向上の取組

# 3-1. 教育理念・目的・目標

---

## 【小項目】

### 1. 教育理念、目的及び目標の設定等

#### 【補足】専修学校の「教育理念」等に含まれる要素(例)

- 建学の精神や使命(学校の存在意義)
- 育成する人材像(アウトカム)
- 職業教育としての強み(産学連携・実務家教員)
- 社会・地域との連携・共生
- 継続的改善(内部質保証)

## 3-2. 教育課程、教育の実施、学修成果

---

### 【小項目】

1. 教育課程の編成と授業科目
2. 教育の実施
3. 単位・卒業認定
4. 学修成果目標の達成状況

## 3-3. 学生の手入れ学生支援

---

### 【小項目】

1. 学生募集及び入学者の選抜、収容定員の管理
2. 自主的な学習の促進に対する支援
3. 多様な学生に対する支援
4. 学生生活に関する支援

## 3-4. 教育実施組織・教員

---

### 【小項目】

1. 教員の配置、募集、採用
2. 教員の組織編制等
3. 教員の資質の向上

## 3-5. 教育環境

---

### 【小項目】

1. 教育環境の整備
2. 安全対策、防災組織
3. 施設・設備等の点検、改善等

### 【補足】

- 教育環境については、書類での評価だけで済まらず、現地調査・施設見学の中で確認・評価を行うこと

## 3-6. 教育活動の基盤と改善・向上の取組

### 【小項目】

1. 中期事業計画と財務基盤
2. 学校運営
3. 学校評価の実施と改善活動
4. 社会からの理解と情報の公表

### 【補足】

- (小項目3)「学校運営」の組織体制の整備として、組織図、業務分掌(責任者)、会議体・委員会とそれらの開催頻度が文書化されていることが必要

# 4. 評価の概要及びフロー

---

- 4-1. 学校による取組開始から評価完了までのスケジュール
- 4-2. 学校が評価受審までに行うこと
- 4-3. 評価者の業務
- 4-4. 評価結果のレビュー(総合評価会議)
- 4-5. 学校側による確認(異議申し立て)と情報公開

# 4-1. 学校による取組開始から評価完了までのスケジュール

		1	2	3	4	5	6	7	8	9
1	「内部質保証人材育成研修」を受講	★								
2	第三者評価受審向け「自己点検評価表」を作成		■							
3	エビデンスの整備(エビデンス一覧作成)		■							
4	第三者評価受審申請書を作成・提出		★			★				
5	事務局による書類確認及び評価者による書類評価			■			■			
6	自己点検評価表等の修正、必要書類の追加提出			■			■			
7	現地調査計画書作成(調査日程の調整)			★			★			
8	現地調査(5時間)及び調査報告とりまとめ				★			★		
9	是正活動、是正報告書の作成(必要に応じて)				■			■		
10	総合評価会議(月に1回開催)評価報告書(案)作成					★			★	
11	受審校からの異議申し立て受付						■		■	
12	第三者評価結果の通知、報告書公開							★		★

## 4-2. 学校が評価受審までに行うこと

---

1. 内部質保証人材の育成
2. 自己点検評価表の作成
3. エビデンスの整備
4. 第三者評価受審申請書作成
5. 第三者評価受審申請書等の提出
6. 現地調査日程の調整

## 4-3. 評価者の業務

---

1. 守秘義務契約及び情報共有方法の確認
2. 評価対象校に対する利益相反の有無の確認
3. 書類評価(第三者評価記録管理表に記載)
4. 書類評価会議にて検討
5. 現地調査 ※主査及び副査1名が現地訪問。他はオンライン
6. 第三者評価結果報告書(案)作成 ※主査がとりまとめ
7. 総合評価会議にて検討 ※主査のみ
8. (必要に応じて)受審校からの異議申し立てに対応

## 4-4. 評価結果のレビュー（総合評価会議）

---

- 【目的】 第三者評価として公平・公正な評価結果作成のため
- 【方法】 当該受審校の評価活動に参加していない評価者を交えて、「総合評価会議」として評価結果のレビューを実施する
- 【日程】 月に1回、「総合評価会議」開催日を設定
- 【対象】 「総合評価会議」開催日2週間前までに「現地調査」（及び必要に応じて行われる是正報告後の評価）が完了しているものを対象とする

## 4-5. 学校側による確認と情報公開

---

- 【目的】 第三者評価を実施した評価者側と受審校側で、事実認識・意見の相違がないことを確認するため
- 【方法】 第三者評価機関が総合評価会議にてレビューした「第三者評価結果(案)」を受審校に送付し、異議申し立てを受け付ける
- 【日程】 2週間の異議申し立て期間を設ける(ただし、受審校側の申し出により期間を短縮することができるものとする。)



- 【公開】 受審校による確認の後、第三者評価機関は「第三者評価結果」を受審校側に通知するとともに、「第三者評価結果報告書」をHP上にて公開する